

幸手市デマンド交通の広告掲示に関する運用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、幸手市有料広告取扱規則(平成18年幸手市規則第22号。以下「取扱規則」という。)第5条第2項の規定により、市が運行する幸手市デマンド交通(以下「デマンド交通」という。)の広告掲示について必要な事項を定めるものとする。

2 デマンド交通の広告掲示については、取扱規則に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(市と運行事業者との協定)

第2条 市は、市がデマンド交通の運行业務を委託する事業者(以下「デマンド交通運行事業者」という。)にデマンド交通の有料広告の掲示について委託することができる。

(広告掲示の方法等)

第3条 広告を掲示する車両は、次のとおりとする。

(1) 1号車

(2) 2号車(福祉車両)

2 デマンド交通の広告掲示の方法は、当該デマンド交通の車体後部の掲示枠に掲示するものとする。

(広告掲示の規格等)

第4条 取扱規則第5条第1項に規定する車両1台当りの広告掲示の枠数、規格及び掲示料金は、次の表のとおりとする。

枠数	2枠
規格	縦25.0cm以内×横50.0cm以内 マグネット製平版(同等のものを含む。)にカットニングシートにより広告デザインを施したもの
掲示料金	1,000円(1枠当りの月額)

附 則

この訓令は、平成27年11月1日から施行する。